

## ◎問い合わせ先について

事業所税に関する問い合わせは、広島市役所財政局  
税務部市民税課法人課税係までお願いします。

広島市役所財政局税務部市民税課

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

法人課税係 電 082-504-2093(直通)

## ◎納付場所 〔金融機関の名称は、令和6年4月1日現在のものです。 その後の名称の変更がある場合は、読み替えてください。〕

### 1 全 店 舗

(銀 行) 広島、伊予、愛媛、山陰合同、  
四国、中国、鳥取、  
西日本シティ、百十四、みずほ、  
三井住友、三菱UFJ、もみじ、  
山口、りそな

(信 用 金 庫) 呉、広島

(信 用 組 合) 広島県、広島市、広島商銀

(農 業 協 同 組 合) ひろしま、広島市

(そ の 他) 中国労働金庫、  
広島県信用漁業協同組合連合会

### 2 中国5県内の店舗

(銀 行) ゆうちょ(郵便局を含む。)

### 3 広島県内の店舗

(銀 行) 福岡

(信 用 組 合) 朝銀西

### 4 山口県内の店舗

(銀 行) 西京

### 5 広島市役所税務部市民税課、市税事務所、税務室、 収納対策部及び区役所出張所

## ◎延滞金について

延滞金は、納期限(地方税法の規定による申告納付  
期限をいいます。)の翌日から納付の日までの期間の  
日数に応じ、税額(全額が2,000円未満の場合にはそ  
の全額を、全額が2,000円以上の場合には1,000円未満  
の端数金額は切り捨てます。)に年14.6%<sup>(注1)</sup>(納  
期限の翌日から別表の区分に応じた期日までの期間及  
びその翌日から1か月を経過する日までの期間につい  
ては、年7.3%<sup>(注2)</sup>)の割合を乗じて算出します。  
ただし、算出した延滞金が1,000円未満の場合には  
その全額を、全額が1,000円以上の場合には100円未  
満の端数金額は切り捨てます。

### 別表

申告等の区分	期 日
納期限内の申告	申告期限日
納期限後の申告	申告した日
修正申告	修正申告した日
更正・決定	更正・決定通知書に記載された納期限

(注1) 平成26年1月1日以降は、特例基準割合  
(※)が年7.3%の割合に満たない場合は、  
特例基準割合に年7.3%を加算した割合(特  
例基準割合が年7.3%以上の場合は、年  
14.6%)となります。

(注2) 平成26年1月1日以降は、特例基準割合  
に年1%を加算した割合(この加算した割  
合が年7.3%以上の場合には年7.3%の割合)  
となります。

※ 令和3年以降は「特例基準割合」を「延滞  
金特例基準割合」と読み替えてください。

※ 年別の「特例基準割合」については、広  
島市ホームページをご覧になれるか、市  
役所税務部市民税課法人課税係にお問い合わせ  
ください。

## ◎滞納処分について

督促状を發した日から起算して11日目までに、税金  
や延滞金を完納されない場合には、滞納処分を受ける  
こととなります。